

請 求 書

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、令和八年執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いますので、同法施行令第五十九条の四第一項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

都府
道県

市
郡

町
村

番地

令和八年

月

日

氏名

田原本町 選挙管理委員会委員長

川嶋 均 殿

備考

- 一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 二 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 三 郵便等投票証明書を必ず提示すること。